水戸税務署から確定申告に関するお知らせ

■雑損控除申告相談会の開催について

東日本大震災により、住宅や家財などに損害を受けた方は、「所得税法」に定める雑損控除を適用することにより、所得税の全部または一部を軽減することができます。水戸税務署では、東日本大震災により被害を受けられた方に対する申告相談会を下記のとおり開催しますので、対象となる方はご相談ください。

開催日時　２月８日(金)、12日(火)、13日(水)／午前９時～午後４時（受付：午前８時30分から）

場　　所　ショッピングセンターmimo(ミーモ)　４階(確定申告相談会場)　水戸市南町2 - 4 - 52

対 象 者　下記の１または２に該当する方。(詳細については、水戸税務署にお問い合わせください。)

1　今までに東日本大震災に係る雑損控除を申告されていない方

2　平成22年分または平成23年分で雑損控除を申告された方で、次のいずれかに該当する方

（１）被災資産に対して平成24年中に修繕(再修繕・追加工事を含む)を行い、その支払った修繕費用(平成23年中に支払った修繕費用との合計額)が申告している損失額を上回る方

（２）平成22年分または平成23年分の申告において、控除しきれなかった雑損失の金額がある方（雑損失の繰越控除の申告をされる方)

手続きに必要な書類（申告相談の際、次の書類を持参してください。)

- １に該当する方 … ①～⑧、⑩
- ２に該当する方 … ③、④、⑥、⑧～⑩（平成24年中に修繕を行わなかった場合、③、④を除く。)

① 被害を受けた資産の取得時期、取得価額の分かるもの(建物の請負契約書等)
② 被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの(固定資産税通知書等)
③ 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの(請求書、領収書等)
④ 被害を受けた資産に対して支払いを受ける保険金等の金額が分かるもの(保険金の支払通知書等)
⑤ 損害状況のわかるもの(「り災証明書」の交付を受けている場合には、その証明書)
⑥ 還付金の振込先金融機関名、支店名及び口座番号の分かるもの(申告者名義の通帳等)
⑦ 平成23年分の所得金額や所得控除額のわかるもの(申告済みの方は、平成23年分の確定申告書の控え)
⑧ 平成24年分の所得金額や所得控除額のわかるもの(源泉徴収票や社会保険料控除証明書など)
⑨ 雑損控除をした年分(平成22年分または平成23年分)の確定申告書及び雑損控除計算明細書の控え(雑損控除の適用を更正の請求書により受けている方は、その控えまたは税務署から送付された更正決定通知書及び雑損控除計算明細書の控え)
⑩ 印鑑

■確定申告相談会場について

開設日時　２月８日(金)～３月15日(金)　※２月24日(日)、３月３日(日)以外の土・日及び祝日を除く。

受付時間　午前９時～午後４時(受付：８時30分から)

※混雑状況によっては受付終了時刻を早める場合があります。

開設場所

ショッピングセンター ｍｉｍｏ(ミーモ)　４階
水戸市南町2 - 4 - 52(旧ダイエー水戸店)

※会場施設には無料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

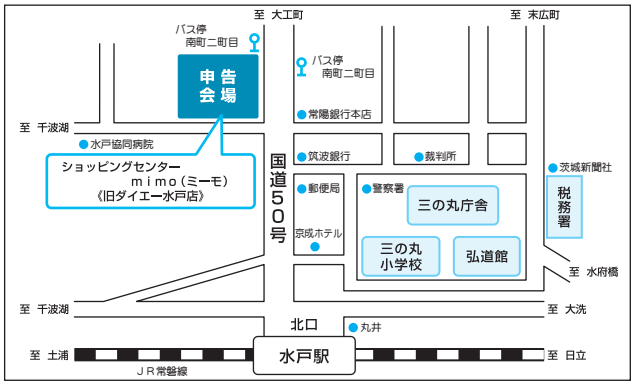

問合せ　水戸税務署(〒310-8666　水戸市北見町1 - 17)　☎029 - 231 - 4211（自動音声案内)

※自動音声案内／所得税・消費税及び贈与税等の確定申告に関する相談は「０」を、一般の税金に関する相談は「１」を、それ以外のお問い合わせは「２」を選択してください。